

各務原市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(平成29年7月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月31日決裁）において使用する用語の例による。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額)

第3条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号支給事業費の額は、別表に定める単位数に次の表に定める数を乗じて算定するものとする。

第1号訪問事業	10.21
第1号通所事業	10.14

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日決裁）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日決裁）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日決裁）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日決裁）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日決裁）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

第1号事業に係る訪問介護相当サービス費、訪問型サービスA費、通所介護相当サービス費、通所型サービスA費及び介護予防ケアマネジメント費は、それぞれ次に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、次に掲げるもののほか指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に準ずるものとする。

### 1 訪問介護相当サービス費

#### (1) 訪問型サービス費Ⅰ 268単位

（介護予防ケアマネジメントにおいて訪問介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月4回までの訪問）

#### (2) 訪問型サービス費Ⅱ 272単位

（介護予防ケアマネジメントにおいて訪問介護相当サービスが週2回程度必要とされた者に対し月5回から月8回までの訪問）

#### (3) 訪問型サービス費Ⅲ 287単位

（介護予防ケアマネジメントにおいて訪問介護相当サービスが週3回程度必要とされた要支援2の者に対し月9回から月12回までの訪問）

#### (4) 訪問型サービス費Ⅳ 1,176単位

（（1）において月5回までの訪問が必要となる場合）

#### (5) 訪問型サービス費Ⅴ 2,349単位

（（2）において月10回までの訪問が必要となる場合）

#### (6) 訪問型サービス費Ⅵ 3,727単位

（（3）において月15回までの訪問が必要となる場合）

- (7) 訪問型サービス費Ⅶ（短時間サービス） 167単位  
（1月につき22回まで主に身体介護を行う場合）
- (8) 初回加算 200単位（1月につき）
- (9) 生活機能向上連携加算
- ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）
  - イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
- (10) 介護職員処遇改善加算
- ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137/1000に相当する単位数
  - イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の100/1000に相当する単位数
  - ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の55/1000に相当する単位数
- (11) 介護職員等特定処遇改善加算
- ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の63/1000に相当する単位数
  - イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の42/1000に相当する単位数
- (12) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000に相当する単位数

注1 単位数の算定においては、現にサービスを提供した回数ではなく、介護予防ケアマネジメントにおいて計画された回数に応じて1回のサービス提供に係る単位数を算定するものとする。

注2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において（1）から（11）までを算定しない。

注3 （1）から（7）までについて、事業所と同一建物の利用又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。この場合において、建物の範囲は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表1の項に規定する訪問介護費における取扱いに準ずる。

注4 （10）について、所定単位数は、（1）から（9）までにより算定した単位

数の合計とする。

注5 (11) について、所定単位数は(1)から(9)までにより算定した単位数の合計とし、算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、ア又はイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注6 (12) について、所定単位数は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計とする。

注7 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

## 2 訪問型サービスA費

(1) 訪問型サービス費Ⅰ 227単位

(1月につき10回までの訪問)

(2) 訪問型サービス費Ⅱ 227単位

(1月につき10回までの訪問)

(3) 初回加算 200単位(1月につき)

(4) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の $137/1000$ に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の $100/1000$ に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の $55/1000$ に相当する単位数

(5) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の $24/1000$ に相当する単位数

注1 (1)及び(2)について、1回あたりのサービス提供時間は、45分未満とする。

注2 (1)について、介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者がサービスを提供した場合に算定する。

注3 (2)について、市が指定する研修受講者が提供した場合に算定する。

注4 (4)について、所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計とする。

注5 (5)について、所定単位数は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計とする。

注6 介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

### 3 通所介護相当サービス費

(1) 通所型サービス費1回数 384単位

(事業対象者・要支援1 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月4回までの通所)

(2) 通所型サービス費/22回数 384単位

(要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月4回までの通所)

(3) 通所型サービス費1 1,672単位

(事業対象者・要支援1 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月5回までの通所)

(4) 通所型サービス費/22 1,672単位

(要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週1回程度必要とされた者に対し月5回までの通所)

(5) 通所型サービス費2回数 395単位

(事業対象者・要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週2回程度必要とされた者に対し月8回までの通所)

(6) 通所型サービス費2 3,428単位

(事業対象者・要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所介護相当サービスが週2回程度必要とされた者に対し月9回から月10回までの通所)

(7) 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき)

(8) 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)

(9) 栄養改善加算 200単位(1月につき)

(10) 口腔機能向上加算

ア 口腔機能向上加算(I) 150単位(1月につき)

イ 口腔機能向上加算(II) 160単位(1月につき)

(1 1) 選択的サービス複数実施加算

ア 選択的サービス複数実施加算 (I)

(ア) 運動器機能向上及び栄養改善 480単位 (1月につき)

(イ) 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位 (1月につき)

(ウ) 栄養改善及び口腔機能向上 480単位 (1月につき)

イ 選択的サービス複数実施加算 (II)

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位 (1月につき)

(1 2) 事業所評価加算 120単位 (1月につき)

(1 3) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算 (I)

(ア) 事業対象者・要支援1 88単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(イ) 要支援2 88単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(ウ) 事業対象者・要支援2 176単位 (1月につき・週2回程度の通所)

イ サービス提供体制強化加算 (II)

(ア) 事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(イ) 要支援2 72単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(ウ) 事業対象者・要支援2 144単位 (1月につき・週2回程度の通所)

ウ サービス提供体制強化加算 (III)

(ア) 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(イ) 要支援2 24単位 (1月につき・週1回程度の通所)

(ウ) 事業対象者・要支援2 48単位 (1月につき・週2回程度の通所)

(1 4) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (1月につき)

イ 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 (1月につき)

(1 5) 口腔・栄養スクリーニング加算

ア 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位 (1回につき)

イ 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位 (1回につき)

(1 6) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の $59/1000$ に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位数の $43/1000$ に相当する単位数

数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の $23/1000$ に相当する単位数

（17）介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の $12/1000$ に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の $10/1000$ に相当する単位数

（18）栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）

（19）科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

（20）介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の $11/1000$ に相当する単位数

注1 単位数の算定においては、現にサービスを提供した回数ではなく、介護予防ケアマネジメントにおいて計画された回数に応じて1回のサービス提供に係る単位数を算定するものとする。

注2 （1）から（6）までについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に $70/100$ を乗じる。

注3 （1）から（6）までについて、看護及び介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に $70/100$ を乗じる。

注4 （1）から（6）までについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、週1回程度は（3）から376単位を減算した単位数、週2回程度は（6）から752単位を減算した単位数をそれぞれ算定する。

注6 （7）から（15）まで、（18）及び（19）の算定要件等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日号外厚生労働省告示第72号）における加算の取扱いによるものとする。ただし、（15）について、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は栄養アセスメント加算のいずれかを算定している場合には、算定しない。

注7 （16）について、所定単位数は（1）から（15）まで、（18）及び（19）により算定した単位数の合計とする。

注8 (17) について、所定単位数は(1)から(15)まで、(18)及び(19)により算定した単位数の合計とし、算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、ア又はイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注9 (20) について、所定単位数は(1)から(15)まで、(18)及び(19)により算定した単位数の合計とする。

注10 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

#### 4 通所型サービスA費

(1) 市独自通所型サービス費Ⅰ 355単位

(事業対象者・要支援1 介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスAが週1回程度必要とされた者に対し月4回までの通所)

(2) 市独自通所型サービス費Ⅰ 355単位

(要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスAが週2回程度必要とされた者に対し月8回までの通所)

(3) 市独自通所型サービス費Ⅱ 1,538単位

(事業対象者・要支援1 介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスAが週1回程度必要とされた者に対し月5回までの通所)

(4) 市独自通所型サービス費Ⅲ 3,152単位

(要支援2 介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスAが週2回程度必要とされた者に対し月9回から月10回までの通所)

(5) 運動器機能向上加算 225単位(1月につき)

(6) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の $59/1000$ に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の $43/1000$ に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の $23/1000$ に相当する単位数



数

(7) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の11/1000に相当する  
単位数

注1 (1) から (4) までについて、1回あたりのサービス提供時間は、3時間以上とする。

注2 送迎・食事の提供にかかる時間については、サービス提供時間に含まないものとする。

注3 (6) について、所定単位数は (1) から (5) までにより算定した単位数の合計とする。

注4 (7) について、所定単位数は (1) から (5) までにより算定した単位数の合計とする。

注5 介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

#### 5 介護予防ケアマネジメント費

(1) 介護予防ケアマネジメント費 438単位 (1月につき)

(2) 初回加算 300単位 (1月につき)

(3) 委託連携加算 300単位

注 (3) について、介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントを提供する事業所をいう。）が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。